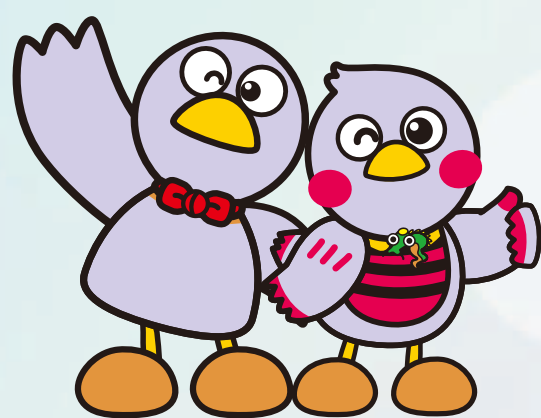


令和2年8月1日

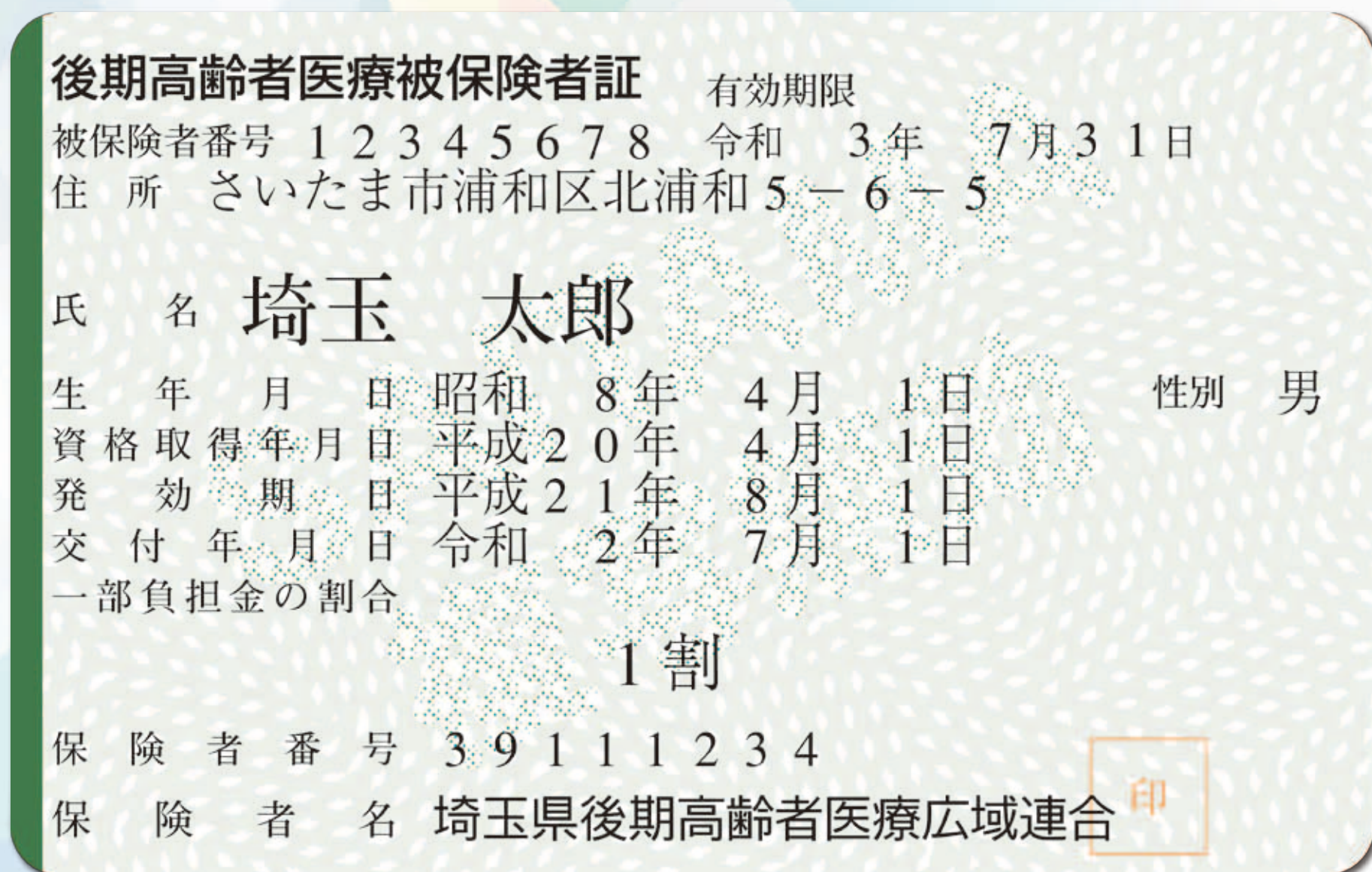
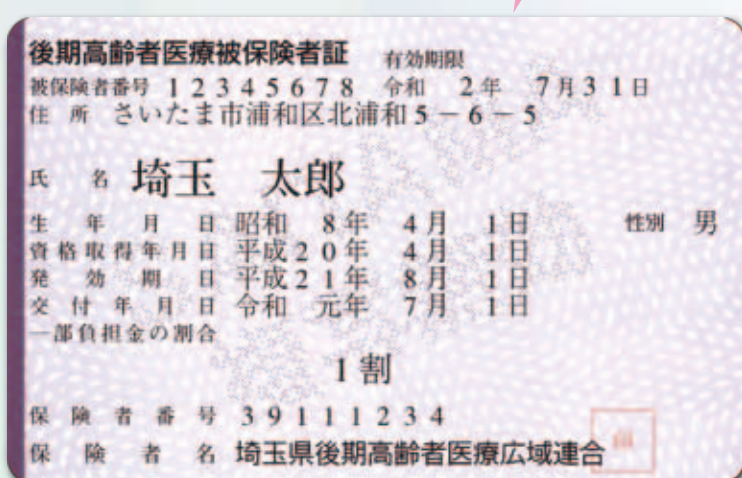
後期高齢者医療の 保険証が更新されます



埼玉県のマスコット
「コバトン」
「さいたまっち」

新

旧



①新しい保険証は、**お住まいの市区町村から7月中**にお届けします。

②医療機関等を受診するときは、**必ず保険証を提示**してください。

③医療機関等での**一部負担金の割合は1割または3割**です。

※一部負担金の割合欄が「1割(令和2年7月31日まで3割)」の場合、7月31日まで3割、8月1日から1割です。

新しい保険証が届いたら、古い保険証はご自身で処分してください。

(市区町村の後期高齢者医療担当窓口でも回収しています。)

●災害や著しい収入減少(被保険者・世帯主)などの特別な事情がある場合、一部負担金や保険料が申請により減免となる場合があります。

『限度額適用認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』はお持ちですか？

所得の多い方(現役並み所得の一部の方)または住民税非課税世帯の方は、申請により交付を受けることができます。
(各種認定証を医療機関等の窓口で掲示した場合、お支払いが適用区分に応じた自己負担限度額までとなります。)

●生活習慣病の早期発見・健康保持のため、健康診査を受けましょう！

お問い合わせは、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口まで
(発行:埼玉県後期高齢者医療広域連合)

2021年3月(予定)からマイナンバーカードが保険証として利用できるようになります！

今後、医療機関や薬局等でマイナンバーカードが保険証として利用できるようになります。なお、マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。登録の申込は、2020年度中にマイナポータル*でできるようになる予定です。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナンバーについてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

一部のIP電話等で
左記ダイヤルに
つながらない場合

通知カード、マイナンバーカード

050-3818-1250

マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

050-3816-9405

マイナンバーカードの
↓ 申請方法はこちら ↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>